

食品安全委員会（第650回会合）議事概要

日 時:平成29年5月23日(火) 14:00~14:46
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか 名出席
傍聴者:報道 0名、行政機関 0名、一般 1名

議事概要

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「プロピコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「JPAo001株を利用して生産されたリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHGOJ G系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「スペクチノマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「アミノシクロピラクロル」に係る食品健康影響評価について

- ・ 農薬「カズサホス」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「メタフルミゾン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「アミノシクロピラクロルの一日摂取許容量 (ADI) を0.91 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がない。」

「カズサホスの一日摂取許容量 (ADI) を0.00025 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.005 mg/kg 体重と設定する。」

「メタフルミゾンの一日摂取許容量 (ADI) を0.12 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「TRP-No. 2株を利用して生産されたL-トリプトファン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

『『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』の附則『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に準じて評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (農林水産省) に通知することとなった。